

第十回国会

参議院運輸・地方行政連合委員会會議録第三号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)午後三時五十三分開会

本日の会議に付した事件

○道路運送法案(内閣送付)

○道路運送法施行法案(内閣送付)

○モーターボート競走法案(衆議院提出)

○委員長(植竹春彦君) 只今から運輸、地方行政連合委員会を開催いたします。

前回に引き続きまして道路運送法案並びにその施行法案を議題に供しましてその質問の続行をいたします。質問者は順次御発言をお願いいたします。

○小笠原二三男君 私はこの前の連合審査の場合も地方行政の立場からいろいろ質問をしたのでありますが、本日は大臣、神戸委員会議長等の御出席もありましたので、繰返し基本的な問題について御質問したいと思っております。即ちシャープ勧告に基いて神戸委員会ができて、この国と地方との事務の再配分に關して多大の日数をかけて勧告があつたわけでありまして、政府は今国会提出の法案等については事務再配分の問題は現状のまゝとして、内閣における基本方針の決定を待つて次国会以降漸次勧告を活かして行くやに伺つておるのであります。その点は我々も一応了とするものであります。併しもう明らかに成つておる、もう自明の理であると考えられるものについては、今国会における法

案中においてもそれ、将来の問題を勘案して、事務再配分の観点も含み合せて法の成立を見るということが正しいのではないかとこのように考えておるものであります。測らずもこの道路運送事業に關する法案におきましては、それは營業の免許がすべて運輸大臣の権限となつておりまして、神戸委員会の勧告とは相当趣きを異にしておるのであります。無論国の固有の事務なり或いは地方への委任事務であるとか、これらの解釈やこの事務の分類等についてはいろいろむづかしい議論があるであらうけれども、少くともその地方団体の住民の生活に密着し、而もその地域の住民の利害に直接關係するようなこういう事業について、すべてが運輸大臣の権限である、国固有の事務であるという考えかたは、我々非常に疑義があるものであります。この前伺ひして、います中には、政府委員の答弁では、道路というのは、その路面を使用して人、或いは自動車、荷馬車等が歩き、走り、交通のために道路があるのであるから、地方自治団体は道路は十分作つてもらうことにし、それを走る自動車營業の免許というものはこれは国のほうでやるということは何ら差支えないのじやないかというような意向があつたのであります。我々から申しますと、道路の修築、維持、管理に當る地方の責任者が、この道路を使用する營業の問題に關しては何ら關係するところなく、一部の都市等における場合に運輸大臣

に意見を求められた場合に意見を述べるといふ程度ではこれはいかんのではないかと我々考えがあるのであります。そこでこの神戸委員会の勧告等に対して、地方行政委員会におきまして運輸省の見解を質しましたところが、運輸省としましては、運輸行政は一貫的総合的に行われるものであるからして、これは一貫した行政機構において処理しなければならぬ。又運輸事業の活動の範囲が広範囲に亘り、或いは数府県等に亘る問題もあるから、区域を分割して地方の団体にこれを行わせるということとは実体を無視しておるとか、この運輸行政は専門的な知識を必要とするとか、或いは自動車運輸事業というものは事業種類相互において密接不可分の關係にあるとか、種類を分割して委譲するということとは不適当であるとか、いろいろ理由を挙げてまあ運輸大臣の権限とし、国固有の事務とするということを主張せられておるのであります。そこで私は大所高所から立つて将来における行政の事務再配分に關して、少くとも内閣責任者である國務大臣としての山崎さんが、こういう問題についてどういふ御見解を持つておられ、どういふふうにこの行政の再配分の問題を考えられておられるのか、お伺ひしたいのであります。そこで碎いてもう一度申上げますと、神戸委員会の勧告になる運輸行政に關する事務の配分の意見に對して大臣はどういふ御所見を持つておられるのであるかということをお伺ひしたいのであります。

それから第二には、先ほど来申しました運輸省事務當局のこういう一貫して変らない運輸大臣に権限を集中するといふ、こういう考え方に對しては、大臣は一体どういふお考えを持つておられるかということが第二点であります。以上質問をします。

○國務大臣(山崎猛君) お答え申し上げます。第一点の神戸勧告案に對してどういふふうに考えるかというお尋ねでありましたが、一々條項について申上げることは、すでに政府委員より御答弁申上げたことと考えるのであります。が、運輸省といたしましては、勿論勧告の全面に對して十分にその御意見を尊重して、そして今回の立法に當つてはそれを参考としつつ、おのずから運輸行政の立場からとるところをとつて今回の法律ができたのであります。高所大所から申上げればこういう次第であります。

それから第二段におきましては、勿論事務の再配分ということにつきましては、これは異議のないことであります。当然そうあるべきことであると考へて、常に運輸行政全般に通じてはそれ心持で対処いたしているものであります。すけれども、この法案に盛られました交通政策という、全国を見渡した高所大所の見地から申しますれば、総合的な調整をとつて行くことによつて交通事業そのものの經濟の面、効率を挙げるといふ面、それがどうしても必要である、こういうふうに一貫した交通の

方式を立てる方針を立てて進めて行きたい。こういう基本的考え方からこのたびの立法と相成つたような次第であります。

○小笠原二三男君 只今の御答弁でその御見解はわかつたのであります。が、併しながら全面的な運輸行政の立場から、こういう立法通りの行き方ではないと言われている中にも、特に同じ府県内だけの自動車營業の免許というようなことについては地方自治体にお委せになつて、国は一貫した全国的な立場から、或いは専門的な見地からこれら地方の自治団体に助言し指導を與えるといふ、そういう行き方を以てして、一部地方に委譲する必要があるのではないだろうか。すべてのものを一貫して運輸大臣の権限に置くということとは、地方の事情に副わない点もあるのではないかと、こういう疑問があるものであります。こういうことに對しての大臣の御見解を承わりたい。

ついでですから申上げますが、委員長にもお伺ひしたいのであります。が、再三神戸委員長に私たち委員会の職權等について御質問申し上げております場合には、勧告がなされるまでが委員会の職責であつて、その勧告がどう實現されようと、そういうことは権限外であるといふお話であつたのです。が、私も御尤ものことであらうと考えられているのですが、併し勧告をなさつた以後において委員各自が個々にいろいろ政府のおとりになる措置について

は関心を持たれ、又研究もせられるというようないふことが当然あり得るだろうと考えるのでありまして、そういう立場から一つ神戸委員長は、この運輸行政を中央集権的に一貫し、自動車営業の免許をあらゆる種類に亘つて運輸大臣の権限にするということの原則として、この立場に對して、勧告の案から照らして現状においてどういふ御所見をお持ちになつておられるか、お伺いしたいと思つております。

○國務大臣(山崎猛君) 只今お尋ねの前段の件につきましては、これ又運輸省の草案を作る當時において十分内部的に論議を盡したことであり、なおお尋ねに對して政府委員より御説明申し上げたことと考えるから、その技術的専門的の点に立入つてのお答えは私は差控えるのでありますけれども、立法されたる條項にあるがごとき見解を最善と考へて運輸大臣はこれを提案いたしてゐるやうな次第でありますから、これはさう御了承を願ひたいのであります。更に又神戸勧告案に對しましては、その立法に當つては勿論、書面で受取つて相済むんだと考へてゐるのではないのでありまして、立法に當つては各條項について詳細に検討を加へ、十分なる資料としてこれを取扱つて、さうしてこの法案ができてゐる次第でありますから、私のほうではこの神戸勧告案に對しては右申し上げたやうな態度で臨み、立法の資料に供してゐるということをはつきり申上げて置く次第であります。

○政府委員(神戸正雄君) お答え申し上げます。只今小笠原委員から御質問に相成りました点であります、私どもの關係いたしております地方行政調査

委員会では、勧告案を作成する権限を持つておりまして、實現するにつきましてはこれは権限外でありますので、すべては政府の責任において、更に国会の御意向によつて御決定に相成ることと存する次第であります。さりながら折角勧告案を作り出した委員会の立場といたしましては、今回御提出になりました法案に對しましては多少不満の意も持つてゐるのでありまして、如何にも交通行政の総合的な調整ということにおきましては一貫したところの立場によつて行かれるということは明らかであります、併しこの行政事務をひたすらに国に集中することを差控へ、できるだけ最小限止むを得ざるものに限りまして成るべく地方に譲る、地方の仕事に責任を負つてやらす、責任を持つて地方で、仕事をすること、考へ方、国よりも地方、地方におきましても府県よりも市町村に優先的にできるものはやらすという立場をとりますと、もう少し違つた方向に持つて行かれる、それが適當でないかと考へるのであります。問題になりましたのは自動車でありまして、この自動車交通といふことは地方の産業文化生活にも重大な關係がありまして、殊に道路行政と密接な關係があるのでありまして、その道路の行政につきましては、国土の維持管理、府県道の処理といふことをすべてこの府県が担ひたいとしております立場上、その上を動くところの交通機関たる自動車は府県と密接な關係を持たすことが適當でありまして、殊に税の面におきまして、自動車税は全部府県の税ということになつております。荷車とか自転車は市町村、自動車は府県の税といたしまし

て、道路の行政と道路から出るところの税収入とを挙げて府県に廻しておるやうな次第であります。従ひましてこの自動車につきましても、できるだけ府県に任ず、府県内の自動車処理は、監督は府県に任ずるに持つて行きたいと考へるのであります。ただ併しこの法案にも現れておる精神、即ち交通の一貫性とか連絡性とかいふやうな面も或る程度考へなければならぬ点でありまして、鉄道とか軌道とかいふものを中心にしまして、乗合バスであるとか定路線の貨物の自動車といふものは、これはばらばらに各府県で以て管理いたしますよりは、国が鉄道とか軌道と共に連絡をとつて処理したほうがよろからう。更に賃率のような問題もこれもまち／＼になつて不統制になりましては競争が行われて、交通を亂し秩序を紊すことにもなりますから、賃率上のもものはこれは国で以てすべて調整するがよろからう、そこで私どもの立場といたしましては、連絡性を大事にするところの、尊重をしなければならぬところの定路線の貨物自動車であるとか乗合自動車は、これは府県内のものであつても各府県に跨つたものは勿論のこと、府県内のものであつてもやはり一括して国で以て監督するほうがよろからう。併しさうでないそのほかの自動車につきましては、これは府県で以て処理することが、府県の道路行政なり一般のこの府県の行政との関連から申しても、自治を尊重して、できるだけ自治体に仕事を任ずるにしようという精神からいつても穩當ではないかと考へてゐる次第であります。無論この問題は私どもも當業者の御意見も伺ひましたし、政府の關係各位の

御意見も伺ひましたが、併し鉄道といひましては多少妥協のやうなきらいがありますけれども、自動車の或る部分は国に残しまして、その他をすべて府県に任じて自治的にやらして行くといふことに持つて行くようにいたした次第であります。どうかこの自治体の仕事を伸す、地方自治を伸すといふやうな氣持を持たれて、この法案につきましましてはなお慎重に一段の御考慮を願ひたいと存するのであります。私が政府委員という立場からいふと、政府の提案になつたものに違つたことを申し上げまして、これは誠に恐れ入りますが、併し私どももいたしましては、勧告案を作ることの権限を持つ責任を持つておりますので、この責任の上からこいつた結論に達しまして、多少政府の御意向と食い違つた点ができるのであります、できております点は併し政府がそれをおきめになり、更に皆さん委員のかた／＼の御意見によつて何されと存じますので、ただ御参考までに私の立場を申し上げた次第であります。

○小笠原二三男君 神戸委員長に重ねて恐縮であります、お尋ねしたいのであります、只今の御意見に對して運輸省側は、自動車運送事業が事業種類相互において密接不可分の關係にある種類を分割して、一部を地方事務とするのは、自動車運送事業の発達と行政能率とを阻害し、二重行政となる虞れがあるといふことで反對しておるのであります。又自動車運送事業については、只今お話になりました乗合貸切定期路線、この国の仕事となさるという部分と不定期路線、即ち地方の仕事となさるという部分と、これを

○政府委員(神戸正雄君) お答え申し上げます。如何にも定路線の貨物自動車運送を運営いたしますところの事業体が、同時に貸切の自動車のようなものを経営してゐる場合があるのであります。恐らくこの点が分割行政になるために當業者、當業者として非常に迷惑をするといふことは、私も實際には何つておる次第であります。これによつて二重監督を受けるから不都合だといふやうな議論の出ることも何つておるのであります。併し必ずしも定路線の貨物自動車をやつてゐるところの者が貸切自動車も兼営するといふことも言えないのでありまして、別々に別の業者がやつてゐるものも確かにあります。さういたしましてここに或る業者が二つの仕事をやる以上、二つ

の事業について別の所管の官庁、或いは行政庁から指示を受け、監督されましても、これは止むを得ないことでありまして、必ずしも二重ではないのであります。一つの種類の自動車としては一方の監督だけでありまして、他の種類の自動車については他の官庁の監督を受けるのであります。従いまして本当の意味の二重監督ではないと私は思っております。成るほど一つの車をあちらへ廻しあちらへ廻しということもありまして、それは恐らくそういことが本則ではないのでありまして、自然貸切に使うものは貸切に使うもの、定路線に使うものは定路線に使うものと、大体において区別をして動かすものと思ひます。要するに違つた仕事をする以上は違つた行政の監督を受けることも止むを得ないことでありまして、ふうに考えた次第であります。

○岡本愛祐君 運輸大臣にお尋ねいたします。この法案は、現行の道路運送法、それは昭和二十三年に制定をされたものでありますが、それを全面的に改正をする建前をとつております。併しその法案の内容を見ますと、事務分配については現行制度のままを案に盛り込んであるものであります。即ち先ほど小笠原君から質問いたしました通り、シャープ博士の勧告がありまして、地方の自治というものを強化しなければいかん、成るべく地方の公共団体でやれるものは行政事務を地方に移すという勧告であります。そうして地方行政調査委員会ができて、今日見えてくる神戸さんが議長になつて、業者方面、運輸省方面その他あらゆる角度から研究をされて、そうし

て勧告が出たのであります。ところがその勧告が全然取入れられてない、すべて今申したように現行制度のままを法案に盛り込んである、こう私は見るのであります。苟くもこの道路運送事業法案、すべてこれを国家事務にしてしまふ、船舶や鉄道と同じように国家事務にしてしまふ、そうしてその一部を府県に委任をするという形式がとられておるのであります。その点甚だ私は不可解であります。それから、それじやどれだけ委任をするのかということ調べて見ますと、新しい法案の第二百二十二条によりましてこの法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、左の各号に従つて委任すると、こう書いてあるものであります。それでその内容をどういふふうに政令で定めるのだということを質問いたしました。書面で回答を求めたのであります。只今手許に参りましたので、その政令要綱の草案、これはまだ草案であります。草案を見ますと、実に委任するものも僅かでありまして、自動車運送事業関係といつたして都道府県知事に委任する事項は、事業計画の変更の認可のうちで、自動車総数の変更、運行系統の変更、運行回数の変更、営業所別配置自動車数の変更、その他陸運局長に委任しないもの、その他多少ありますが、これらも区域外の運送の許可、事業用の自動車の貸渡しの許可、事業休止の許可、こんなことになつております。こんな程度の委任では、これは全く神戸勧告の趣旨が没却されている、私は余りにもこの今の地方分権、地方自治の強化ということがこの法案にはネグレクトされてい

る。誠に地方行政委員会の立場としては遺憾に思ふのであります。この点について大臣からも一度、なぜかういふふうにしなければならなかつたか、その御意見をはつきり承つておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(山崎猛君) お答え申し上げます。勿論新しい憲法の精神から考へまして、できるだけ地方分権の形に地方自治体の発達を期して行くという御意見に對しましては、私も全然御同感であるのであります。その点については今更シャープ勧告を待つまでもなく、我々日本の政治家として当然さうに考へるのであります。勿論その方向に沿つて日本の各般の行政が進まなければならぬと固く信じておることは御同様であります。ただこの法案に盛り込まれた案が、これと非常に背馳するもののごとき御意見に立つお尋ねであるのであります。それは申し上げるまでもなく、交通政策という特殊性から出たる形でありますので、先ほども申し上げました通り交通政策を高所大所から調整をし、一貫性を持たしめて交通事業の経済性、能率性を挙げて行くという立場から出た法案の姿なのであります。これは、私どもはそれがために交通政策において例外的に考へて、決して地方分権の自治の発達を希うという趣意には反しないものである。そういう意見に立脚して今度法案の提出がなされたやうな次第であります。

○岡本愛祐君 運輸大臣は交通ということの効率を挙げるために、どうして交通事業は国の事務にしなければいけないという御意見のようでありまして、それを言つて来ますと、地方にや

らせる事務はなくなつてしまふのでありまして、警察事務のごときもこの大勢なときにやはり地方分権の趣旨によつて大幅に地方に分権されておる。効率を挙げるためだけならばこれは国家警察一本でやつたほうがいいかも知れない。それと私は交通の事業にしましても同じことだらうと思ふのです。その効率を挙げることを考へてはいけなないのであつて、この道路行政、道路の修理、作ることを、これを管理すること、これはもとより地方の、府県のやつておることでありまして、これと最も密接の関係のあるこの運輸事業につきまして全部これを国の事務にしてしまつて、地方の事務にしてしまつたという考へがどうして私にはわからない。そのやうなことをする必要がなぜあるか。で、お言葉ではこういふふうにこの法案で定めることが地方分権を阻害しておるのじやないという、それは言葉の綾でそうおつしやいますけれども、どうも私もそれは納得が行かないのでありまして、どうかもう少し納得の行く御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○国務大臣(山崎猛君) 私は今交通政策の特殊性と言ひましたが、交通そのものの効率を挙げるということが、経済産業の発展の面から考へまして、社会文化の方面から考へまして、あらゆる面を通じてその基本をなす動脈のやうな使命を持つておる交通なるが故に、交通政策の特殊性ということを私は自分の言葉かも知れませんが申し上げたわけなのであります。かういふ見地に立つて交通政策においては総合的調整を保つて一貫性を持ちたい、これが私の持つておる意見なのであります。

す。これ以上御説明申上げる必要もなからうと、私はおわかりを願へるだらうと考へるのであります。(説明の必要あるぞと呼ぶ者あり)

○岡本愛祐君 運輸大臣の只今の御答弁了承はできませんが、一応承して置きます。そこで私は運輸委員会の各位にお願いをいたしたのでありますが、私どもは皆様がたのお忙しい中に連合委員会をお願いいたしまして、御審議の邪魔をしておるやうにお考へ頂いては非常に困るのでありますが、これは地方行政にとりまして非常な大問題でありまして、神戸委員会勧告、これは国会が尊重しなければならぬといふことが法律に明記してあります。これがいつも尊重されないといふやうな……政府提案が出ましたときに皆様がたが、我々が今までに議論して来たことをよくお考へ下さいまして、何とか修正をするといふやうな方法に一つお考へをお願いしたいと思ふのであります。殊に先ほど私が申し上げました政令要綱であります。これは草案でありまして、政府がこの通りやることは言つておりません。併しこれのごときは全くナンセンスでありまして、折角委任するならもつと本當に大幅に委任を、委任をしなければいけないと思ふのであります。これは運輸大臣にもお願いして置きますが、もつと、再検討をいたされまして、かういふふうには私は反対でありますけれども、それは国の事務でなくて地方の事務にしなればならぬと思ふのであります。が、仮にかういふふうに百二十二條のやうな形式で委任をするといひましたとしても、もつと大幅に地方のほうに委譲

されるように一つ御検討をお願いしたい。又そういう実行をお願いしたいということをお願いいたします。

○小笠原三男君 私に質問は終つたつもりでありますが、只今の運輸大臣の岡本委員長に対する答弁ではどうも私にはつきりしないのであります。

その運輸行政が国の事務として一貫された行政の系統を持たねばならぬという理由に、運輸行政は特殊な性格を持つておると、こういう点が強調されたのであります。如何なる行政といへども特殊な性格を持たない行政はないのであつて、この交通行政はまあ例えて言えば動脈のようなもので、あらゆる文化、産業の根幹であるというお話であります。そういう観点に立つたならば教育行政なんというところもあらゆるものの根幹であり、特殊な性格を持つておるものであるということが主張せられるんじゃないかと思うのであります。それが文部省のいわゆる中央集権的な行政から離れて、民主的に選ばれた教育委員会にこの行政が委ねられておる。こういう基本的な地方分権という命題の下に特殊な性格を持つ教育行政でさえ地方に移されておるわけなんです。そういう基本的な命題の上に立つて、そうして而も行政の技術上そう大して煩雜を来さない、或いは真に二重行政ではないというふうな部面に關しては、この前提の基礎の上に立つて、一部運輸行政を地方に委譲する、こういうことがなされて然るべきじゃないかと思うのであります。

これ以上は答弁の限りでないようなお話がありました。これは是非答弁して頂かなくちやならん問題であります。單に運輸行政の問題だけを取上

げて、そして地方への委譲という、日本の新憲法が民主主義を進めて行くこの大きな命題を見失つてはならぬと思うのであります。もう一度そういう意味合いで特殊な性格があるからというふうな理由ではなしに、もつと根本的に、中央の一貫した行政でなくちやならん。一部でも地方に委譲できないという理由について、いわゆる吉田内閣のこれは政策であるということであるならば、どうかはつきりとそういう点について御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(山崎猛君) 私は運輸大臣として交通事業を主管しておる見地から参ります。この交通政策こそ各般の行政に共通の重要性を持つた政策である。固く信じて申上げたのであります。事教育に關し、或いはいろいろ御比較の御意見があるものであります。それらはおのずから分野を異にしておる問題であるのであります。運輸交通政策に關する限り先ほど申上げたやうなあり方でなければならぬというところを固く信じて申上げた。重ねてお答えを申し上げます。

○鈴木直人君 この道路運送法を一貫したところの考え方を申すというふうなものは全部国の事務である。こういうことを前提として考えられておるに思われます。従ひましてこの交通には府県自治体の固有の事務は全然ない。又市町村自治体の自治体の固有の事務というものは道路運送、いわゆる交通というものは全然そういう権限、権能というものを持つておらない。従ひましていわゆる国がすべての

事務の主体である。こういうふうな考え方から、国におきましては運輸大臣がその主管をするのである。従つてこの末端において運輸大臣の責任の事務を遂行する者、或いは陸運局長、或いは府県におきましては府県の自治体の長であります。その知事という者に委任をして、そして運輸大臣が国の責任である交通事務を行なわしめるものである。こういうことになつておるわけであり。府県には交通に關するところの固有的な事務といふものは全然ないのである。いわゆるそれに対する責任は全然ない。府県という自治体には全然交通に關するところの権限なり責任というものはない。こういうお考えのようにこの法案の建前はなつておるようであり。そのように真に考えられておられるのである。従つてそれに対する全責任というものは全部運輸大臣が持つのである。こういう建前をとつておると考えていいのだから、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山崎猛君) これまで申上げた私の趣旨では、言葉が不十分でありまして、御納得を得ないかと考えますが、これは権限を集中するといふやうな意味からの出発ではないのであります。先刻申上げたやうな理由に經濟、産業、或いは社会、文化、あらゆる面に向つて最も經濟的な最も効率的なサービスをしたいといふやうな心持がその基本をなす精神であるのであります。従つてこれが最善を盡して行くには総合的に一貫性を以て当らなければならぬ。勿論交通政策に対してはその責任は運輸大臣が全面的にこれをとらなければならぬということとは

申上げるまでもないことと御了承をお願いいたします。

○高橋進太郎君 だん／＼運輸大臣の御答弁をお伺いしたのでございますが、どうもただ一つどうしても納得が行きかねますのは、大臣の御答弁の中にも、交通行政の統一なり、或いは交通政策上これを運輸大臣において一貫してやらねばならないといふやうなお話でござい。現在その基礎をなしておりますが、道路といふものは、先ほど神戸博士のお話もありました通り、建設が終りますれば、国道ですらもこれは府県の管理に属し、且つ又現在バスなり或いは自動車の走つておる大部分の道路といふものは、或いは県道であり或いは町村道であるのが実態であります。而して地方民はこれを日常自分らの生活と直接結び付けまして、常に道路愛護運動といつたやうな線に沿ひまして、或いは夏分になれば水を撒くとか、或いは壊れておれば修理夫の手を足りないところ、これは地元民が協力してこれを補修しておるといふやうな、全く県民なり或いは地方民の生活の一部として密接に結び附いておるのであります。

従ひましてそれを利用するところの大部分の自動車といふものに対して、地方民が直接に何らのそれに意思の反映ができないといふやうなことは、非常に今後の交通政策上にも齟齬を来すのじゃないか、こういう点から見ますれば、この事務は国家事務であらうと地方事務であらうと、少なくとも府県知事なり或いは市町村長を通じて、いわゆる地方民の意思が或いは県会、町村会、市会等を通じてそうして常に反映し得るやうな仕組みにおいてこ

れを円滑に運営されて、初めて地方交通といふものがそうした県民、或いは市町村民の生活の実体と結び附くものと思はれるのであります。そういう意味から見ますれば、本法案は僅かに都會地における交通バス事業について意見を徴する、或いは府県知事の意見は單に道路の修築についてこの意見を徴するといふ程度では、却つて今後の交通政策を運行する上において、地方民のそうした生活の実態と結び附かなくなり、或いは道路の愛護運動に對しまして大きな阻害をするのでなからうかと考えるのであります。従つてそういう観点に立ちまして、この点について十分運輸大臣におきましては御考慮願ひ、先ほど岡本地方行政委員長からお話がありました。少くとも委任事務、そういうものにつきましては大幅にこれを任せる、或いは意見を徴するとか、そういう何らかの措置を考えられまして、そして地方交通の実態に即したこの法案の運営なり或いはこれの完璧を期すやうにお考えをお願いしたいと考える次第であります。

○委員長(植竹春彦君) 他に御発言がありません。これを以ちましてこの二つの法案の連合委員会は終りいたしました。と存じます。そして次の法案に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めまして、この二つの法案についてはこれを以て質疑を終了いたします。

○委員長(植竹春彦君) 次にモーターボート競走法案を議題といたします。

○小笠原二三男君 このモータールール競走法案は議員提出でありますので、直接運輸大臣の関したことはないのであります。ただ運輸省の所管になるものでありますので、この際運輸大臣は総括的にこの法案に対してどういう御意見を持つておられるか率直にお伺いしたいのであります。

第二には、議員提出の法案でありながら、この法案の起草に参画したというのが運輸省の船舶局長であるということをも再三私たち、この法案の実現を企図せられておる民間側のかた々の話等を承わつておるのであります。が、如何なる形で参與し参画することも、それは自由でありましようけれども、何かさういふところから見ると、運輸省というものはこれに賛成であつて、その尻押しをしているのじやないか。そして表面には議員というものを立ててやつておるのじやないかという誤解なきにしもあらずということなのであります。が、大臣は、部下のさういふ官吏諸君が民間業者等とさういふ關係で繋がり、そして又法案提出に協力しておるといふ事実が仮にあるとするならば、さういふことについてはどういふ御所見をお持ちになつておられるか、この二点だけお伺いしたいのであります。

善、モーターポートに関する海外宣傳、その他モーターポートの製造に関する事業の振興、或いは海事思想、或いは觀光事業、延いては幾分なりとも地方財政の改善を図るための何らかの途もあろう、こういうところが第一條に明らかに明記されておるのであります。

す。御承知のように今日船舶を十分に持たなければ、日本の輸入、輸出貿易を国の財源として行かなければならぬといふ建前からいいますと、あらゆる面の船舶の知識を向上させ、或いは国民に海事思想の普及をして行きたいというのが、これが一貫した国策の上に立つておるわけでありますが、特に今日の造船界におきましては、できるだけ軽い機関を備え、できるだけ廻轉速度の速い、即ち速力を多く出し得る機関を發明したい。軽い機関で廻轉速度の多い機関を設けたいというようなのが、世界の造船界の専門家の間の大きな課題になつておるのであります。このモーターボートは大小の差は非常にあるのでありますけれども、そのモーターボートの性能の向上を図るといふような技術的、学問的研究から、それらの大きな船舶の機関の向上に資したい。こういうような狙いからこのモーターボート競走法の成立を希

第二の点でありますが、或いはお尋ねのような事実があつたかも知れません。勿論私も大臣に一々そういう話のあろうはずもないのですが、これは小笠原委員のみならず、満場の委員諸君にぞくばらんに申上げたたいのであります、今日の日本の議会は、申

上げるまでもなく昔の議院の形が、議会の運営の形が多分に残っております。我々は議員立法というものを活潑に盛んにして、そうして官僚天降りの法案でないもので、本當に民意を法律の上に表わし、政治の上に表わして行きたい。議會政治に重点を置こうという論者の一人なのであります。ところが今日の段階におきましては、理想的にはさように考えられるのでありますけれども、アメリカにおけるがごとく国会図書館或いは国会における法制局というようなものがまだ十分に設備ができておりませんし、又そういうことについての、そう言つては甚だ失礼でありますが、お互い議員自体の修行もまだ不十分な点がありますので、こういう立法などの場合には、ひとりモーターボート競走法案ばかりでなしに、便宜上その關係の役所のそれ々の係りから資料を得たりなどすることは、もうこれは何人も御承知の通りの実情でございます。恐らくそれらの慣例から、できるだけ法案の姿を整備して完備したいという狙いから、或いは運輸省の一部の者にそういう非公式の相談をかけられるかも知れませんが、それは私は詳しく承知しております。今日の実情においてはそういうことはあり得ると、行われておるとい

○小笠原二三男君 重ねての質問で恐縮ですが、これは私たちにしましては競馬や競輪のごとく御批判のあるものであれ、第一條的な趣旨においては非常にその目的においては賛成する点があるであります。問題はそこにあるのではなくて、その目的を実現させる方法としてその射倖行為が伴う、それが伴わなければこの目的が実現できないという点が我々としては非常に問題とするところなのであります。そこで大臣の真意もわかつたのであります。が、今問題にしているのはそういうこ

○國務大臣(山崎猛君) お答え申上げます。小笠原委員の射倅的催しについての御意見は、私の全幅の賛意を表するところであります。これは世界の各国の情勢が、健全な国家においては博打のようなことは全然なしにする、最小限度に押し縮めて行くという方向にあることは申上げるまでもありません。殊に再建日本が新たな立法をしたという際に、いやくも射倅的なことはこれを取除いて行きたいということとは全然小笠原委員と御同感であります。それにもかからずこの法案に射倅的の一面が残つておるということは、全く私も運輸大臣として、又日本の政治家のはしくれの一人として遺憾至極に考えるものであります。併しながらどうもこの法律というものはその時代の風潮、民度、国民文化、こういうものを勘案をなしつつやつて行かなければならないという場合が人間の世界においては現実には遺憾ながらあるものでありまして、より大きい目的を達するために、又国民の大きい目的であっても、これを十分に理解することのできないような場合、誠に残念であり遺憾でありますけれども、そういう面での膨み或いは潤いを示して政治を進め

なければならぬという状態にあるのであります。私も小笠原委員と同じように、こういう性質のものは日本の国土の上から一掃したいということは勿論御同感であります。この法案が御覽になります通りに殆んど三十條になんたんとする條文であり、競走実施の方法であつて、そうして而もその條文は運輸大臣の監督を規定しており、更に又罰則を相当詳細に列記いたしました。従来この種の競走による奨励法等の各種の法律もいろいろ參酌されて、それらに掲げたものを全部集めてここにでき上つたように考えられるのであります。監督と罰則とがこの三十條に近い法文の大部分を占めるようなことで、提案者の諸君も一面において

を國ろうということは、これは国会として、又日本の國民として不幸なことではないだらうかとさえ思うのでありまして、この点いささか大臣とは所見を異にするものでありまするが、たゞどもはつきりしなかつた点は、そうでありますから重ねてお尋ねしまするが、そうするとこのモーターボート競走法案の目的ということは、國策として非常に重要なものであるから、射倅行為が伴うとしても、その弊害除去のために万般の施策を講じ、運輸大臣において嚴重に監督する限りにおいてはやつて行けると考えるから、これは大臣としては賛成である、こういう御意見なのか、もう一度はつきりしておきたいと思ひます。

○國務大臣(山崎猛君) 只今お示しの通りであります。その通りであります。

もかんでも都道府県を施行者にしてしまふということに對しましては、何かこのモーターボートの競走をやる場合において、施行者を都道府県乃至指定するところの市町村にしてもらいたいというような、強い地方自治団体の方面の要請でもあつたのかどうか。これは大臣に對してお聞きすべきものではないと思ひますけれども、併しながら監督をしておられる大臣でございますし、この経過におきまして、この方面にもいろ／＼折衝があつたと思うのであります。いわゆる地方自治体の方面が強く施行者としてやつて行きたいというような御希望が、或いは運輸省方面に伝わつておつて施行者になつておるのかどうか。今までこの競走は殆んどそういうふうな形態をとつておるのであります。が、私の知る範囲内においては必ずしも地方自治体は施行者とは

この法案を練り上げて提案されるまでの経過は、運輸大臣として私は全く與り知らないのです。そういう経過を承知いたしませんのみならず、提案された前後におきましては、都道府県等からそういうような面について運輸大臣に何らの申出を預いたこともありません。これはどうか提案者より申上げるように願う次第であります。

それから都道府県であることを希望するかというようなお尋ねであつたのでありますが、今突然のお尋ねで、私の頭もまだ練れておりません。十分熟しておりませんけれども、提案者が何と答えられるか私にはわかりませんが、ちよつと考えたところで、先ほど小笠原委員からもお尋ねのありました、いわゆる射幸心を伴うという問題もありますし、全計その他も乱れては相成らんとするような氣持から、或い

いたせばこの法律が成立することを望むと申したのは、モーターボートの向上發展を通じて海運界に貢献させたいというようなことが運輸大臣としては唯一の狙いなのでありますから、できるならば地方団体においてこれが施行者となつてもらうことを望む次第であります。

○岡本愛祐君　運輸大臣に御質問申上げるのは、政府提案でありませんかから余り尤もと思わないのであります。が、一つ運輸大臣にもよく御承知を願つておきたいという意味で申上げたいと思うのであります。先ほど小笠原君の質問に對しまして運輸大臣から御答弁がありました、こういう射幸的な行為は実は自分も賛成をしないのだというお話がありました。私も実はその立場からこういう法案に反對を續けて來ておるのであります。競輪の問題、そ

きるだけ詳細にこれを列記して行つて
いうようなことではなからうか。私は
この法文を再三通覧しまして、提案者
の苦心の存するところを察するにた
かたくな、こういう考えであります。

○鈴木直人君　私も一点大臣にお伺ひして見たいと思いますが、この法律の目的は第一條に示されているような目的に相成つているのでありますが、併しながらその目的といはしましたも、

なることを希望しておるわけではないではないかというふうに考える。もつと簡単に言えば、府県市町村が施行者となつてこの程度の財政収入を得るといふことすら却つて迷惑にも考えやせ

は都道府県が勸進元になったほうが、
そういう責任を明らかにする上において
確実ではないかとも考えたのであり
まししようと、これは私の想像であり
ますが、以上お答えいたします。

れから小型自動車の競走法の問題、それからモーターボート、それから続いて畜犬競技法、こういうものが続々出て参りました、そうして名前はいろいろ附けてありますが、地方財政の改

○小笠原三男君 續々御教示を願つたわけですが、どうもこれ以上お伺いして行くというと、非常に変なことに論理が發展するのじやないかと思ひますので、政府提出の法案でもな

い、わゆるモーターボートの性能の向上が最も重要性を持つておるといふ御説明でございました。そこでこの目的の最後にありまする地方財政の改善を図るという点でございますが、施行者が

んかという程度にも推察いたしておるわけですが、この施行者が府県市町村になるということになりましたその過程について、大臣がお知りでありますいたらお聞きしたい。

○鈴木直人君　只今大臣の御答弁についてもう一度お伺いいたしますが、私先ほど第三点としてお伺いしましたのは、大臣の御意見として都道府県が施行者になるということは、こういう

善を図るためというような名目を掲げて、そうして地方に奨励をする方針であります。競輪はあの通り非常な不祥事がたび／＼起りまして、廃止問題が殆んど国民の輿論になつておるのであ

いから差控えたのであります。現下の国情、風俗、民度からして、何か射倅行為を伴うというようなことで目的を果すということも、一面政治家のやるべきところであるかのお話があ

者道所屬になつてゐるわけでありま
す。そこでこの目的の全部を果すため
にはこういう方法もあると思うので
す。即ちやりたいと思う者を施行者に
する。法人なり会社なり……。そうし

それからもう一つ、大臣としましては施行者を是非附県市町村にしなければならぬというふうにお考えになつておられるのか。或いは他の方面の者が施行者になるということが至当と思わ

ものをやる場合に適當と思はれるかどうか。やりたい者が施行者になる。いわゆる民間の者です。こういうのがいいか、こういう点についての御意見を承わつたのですが、突然のことでは

ります。そのときに地方行政委員会におきましても他の委員会、通産委員会と連合委員会を開きまして、川崎の市長とかその他の施行者におの／＼こんなものを廃止して見たらいいじゃない

は私納得できないし、又監督を嚴重にし、罰則を重くして施行しなければならんと想定されるような法律案の成立

法律に規定している程度のものゝ税として府県市町村が取る。かういふような方法もあると思います。それで何で

聞きたいと思つております。
○国務大臣(山崎猛君) お尋ねの前段
であります。先刻も申上げた通り、

○国務大臣(山崎猛君) 率直にお答えす。

かといふことを質問して見たのであります。そのときの川崎市長の答弁は、それは甚だけいからんじやないか。なぜかと言へば、法律を作つたのは国会

ではないか。国会が法律を作つておいて、そして地方公共団体に奨励をしておきながら、それを少しの事故があるから廃止しろというようなことはけしからぬ。こう尻をまくられたのであります。これは地方公共団体側から言へば尤もだと思ふのであります。それから競輪は地方財政の改善、つまりその施行における地方団体の財政の改善に大いになつております。だから今でも續いてやつておるのであります。その悪の面があることを而も承知で国会が奨励したじやないか。奨励しておきながらけしからぬというの、一応逆説的ではあります。尤もな点がある。そういう点で我々は非常に戒めなければならぬと思ふのであります。小型自動車競争法案のときも地方行政委員会におきましては、地方財政に資するとか何とかいう名目を附けてもろい必要はない。地方財政にどれだけの寄與が小型自動車によつてできるかわからなければ、そんなことはもう考へておはさなくともよい。そうすると残るところは、この小型自動車の性能をよくするとか、それから輸出に資するとか、そういう事実の振興になるからという話が横尾通産大臣からあつた。それでは今の運輸大臣の御答弁と同じなんです。それじゃこんな悪い賭博なんということをやらないうでやられたらどうですか。やれないのですかと私は質問をして見たのであります。それはやれないことはあります。それは正直な御答弁でありました。そんなこんなものはやめたいじやないかというふうに私どもは言つておつたのであります。今の御

答弁は、モーターボートの性能等の品質の改良をするためにはどうしてもこの賭博をやらなければならぬというやうな答弁に聞えるのであります。その点私どもは甚だ遺憾に思ふのであります。地方財政の改善というものは、今ここに見積りが出してもらつてありますが、恐らくそんなに純収入はないと思ひます。小型自動車の競走についての収益も実はとつてもたいというのをこの間運輸省の政府委員に頼んでおいてあるのですが、今日出て参りません。何かの行き違いで出た参らないのですが、恐らく施行者たる地方公共団体がやつてみたつて、施行によつてそんな莫大な収入があるうとは私どもは思へない。そうするとこういう看板を掲げて、そんなに利益があるものかというので飛びついて地方公共団体がやつた。そしてそれだけの収入がないということになり、又収入があれば、やつたところは喜びますが、隣の町村ではそのやつたところだけ得をして、俺のところは何も利益にならない。而もこんな悪い習慣を我々のほうに與える。射倖的行為を奨励するとはけしからぬというふうな附近の町村では考へる。こういう場合は、地方行政の立場から、地方財政の改善を図るためというのを謳つて頂きたくないというのが私どもの趣旨であり、且つ大臣が射倖行為というものはやめなければいかんというお考えならば、運輸省のほうでモーターボートの性能の向上等についてこんなことをやらないうでできる方法をお講じになることができないかどうか。そういうことを希望を述べ、かた／＼伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(山崎猛君) 岡本委員のお説も、割つてみると私どもと同論であります。ただ射倖的行為というやうなのをやらずにモーターボートの質の向上発展を図つて行く方法はないか。勿論あると思ひます。十分なる研究所、試験場等の設備をする。即ち相当多額の予算を計上して、そういう方向に使つて行くということができればなし得ると考へるのであります。同時に海軍思想を普及し、同時に興味のうちには実益を擧げて行かうというやうな点も、これは恐らく提案者の意図したところだらうと考へられます。私ども運輸当局としては、十分なる予算の御承認を願つて、そして完全なる機械の研究を進めて行く、勿論その途がほかにあることを承知いたしております。

○委員(植竹春彦君) 大臣に他のかたの御質問がなければ、前回同様一括して提案者並びに地方財政委員会に質問したいと思ひますが、その点如何でございますか。

○委員(植竹春彦君) 大臣に他のかたの御質問がなければ、前回同様一括して提案者並びに地方財政委員会に質問したいと思ひますが、その点如何でございますか。

○委員(植竹春彦君) 大臣に他のかたの御質問がなければ、前回同様一括して提案者並びに地方財政委員会に質問したいと思ひますが、その点如何でございますか。

○委員(植竹春彦君) 大臣に他のかたの御質問がなければ、前回同様一括して提案者並びに地方財政委員会に質問したいと思ひますが、その点如何でございますか。

であるかどうか。A、B、C、Dというモーターボートができ上つてしまふならば、その中で最も優秀な機関を持つておるものはいつ競走しても一番になるのじやないだろうか。そして又二番目の性能を持つておるものはいつ競走しても二番になるというもので、その競走ごとに、レースごとにその番狂おせするといふことが他の動物なんかと違つてないのじやないだろうか。若しそうであるとするならば、幾らこに勝舟投票券というのですか、そういうものを賭けましても面白味なく、興味がないのじやないか。番狂おせをやらうとすればそこにインキが行われ、競輪のような二の舞が出て来るやうなことになる。監督官庁も幾ら騒いでもなか／＼むずかしいということになるのではないかと。うふに実は素人なのですが、考へるわけなんです。従つてこれは非常に面白くないけれども、このレースというものは余り面白味がないのではないだろうか。うふに素人目で考へておるのです。その点を一つお聞きしたいと思ひます。

○委員(植竹春彦君) 大臣に他のかたの御質問がなければ、前回同様一括して提案者並びに地方財政委員会に質問したいと思ひますが、その点如何でございますか。

つきまして、誠に恐縮に存じておる次第であります。この際十分心からお詫びをいたしまして、御了承を頂きたい。かように考へておる次第であります。なお本日は更に合同委員会を開催下さうと思ひ、この法案につきまして、相当時間も経過いたしております。にもかかわらず、かくのごとく慎重に御審議下さいますことにつきまして、誠に感謝いたしておるものでございます。何とぞ十分あらゆる角度から御賢察、或いは御検討、御審議下さいます。できただけ御協賛頂くように、切に前以てお詫びを申し上げますと共にお願いをいたしたいと、かように考へる次第であります。

○委員(植竹春彦君) 大臣に他のかたの御質問がなければ、前回同様一括して提案者並びに地方財政委員会に質問したいと思ひますが、その点如何でございますか。

興するような運びに持つて行かせようというの狙いでありまして、地方公共団体が進んでこの法案を要求したのでなくして、私も提案者がむしろ地方公共団体に呼びかける、こういう建前で提案いたした次第であります。更に又この競走法案によつてむしろ民間団体なり或いは会社、そういうところの法案に興味を持つものに委ねて、地方公共団体のいわゆる都道府県なんかにあつた必要はないじやないか、こういうお尋ねもあつたのでございますが、申すまでもなくこの競走は海の上で行うのでございまして、その海の港なりそういう港灣を使用しなくてはできない競走でございます。従つてそういう関係からいたしまして、どうしてもその海に関連の深い都道府県と緊密なる連絡をとり行うことが最も理想的に行へるという観点から、更に又法案に謳つておりますように、これは運輸省の所管にもなりますことだし、そういう関係から手続関係もそれ／＼地方の海運局を通じて進捗させるという関係もございまして、これはやはりそういう都道府県に密接な関係のある海を利用するという建前から、都道府県にこれを委ねてやらせることが妥当である、こういうことで提案いたした次第であります。

次に先ほどお尋ねの点でございますが、実は私も提案者でございますけれども、この競走を実施するに当りましての専門家ではないのでございまして、そこで衆議院の運輸委員会におきましては、これらのモーターボートの競走、或いはモーターボートにつきましても、この権威者として来ようか、これに深い造詣のある経験者を我々運輸委員会は呼びまして、その方法も十分聴取いたしたのでございまして、今日は幸いにしてその関係者が傍聴席に顔が見えておるようであります。この法案の立案に当りましては堤君とか或いは福島君とかいうかた／＼がその尊き体験を基礎といたしまして、この立案に非常に功績があつたわけでありまして、二人が傍聴席に来ておるようでありまして、若し当委員会が御要求なさいますれば、傍聴に来ておるかたを参考人として更に問い質して頂きますれば、具体的にそれらの点が十分わかるだらうと思つております。従つてこの競走に對しまして、このレースをするに當つて同じボートが同じ機能でやるからむしろこれは競走にならぬじやないかというお尋ねのようでありまして、私もこの聞く範囲内におきましては、このモーターボートの競走のいわゆる技術、或いはターンの操作、そういう関係が非常に興味があるというのを聞いておりまして、第一回の競走に勝つたものが引続き第二回、第三回にも勝つたのじやないかというお尋ねでございますが、これはもう一回に負けて技術的にあるカブがこうであつた、あの浮標物をよけるのにこういう技術を用いなかつたからこういう結果になつたのだというようなことをむしろ研究、批判、反省いたしまして、そして次のレースに参加して更にこれを実施するというやうなところに興味を湧くのであらうと私たちが聞き、又承つておるものでございまして、この点につきましても、実際の経験者も先ほどお話し上げました通り傍聴人として来ておるわけでありまして、そういうことで鈴木

委員のお尋ねのような平凡なレースにはならないというお尋ねを我々は考へておる次第でございます。特にこのモーターボートの競走はもう相当古い歴史がありまして、そして国際的には古い国際的なルールを持つてこれが施行されますので、なか／＼興味深いといふことを考へておる次第でございます。いろいろと申し上げたいこともございまして、他は委員の各先生がたがあらゆる点から御質疑がございまして、以上簡単に答弁させて頂きます。

○小笠原二三男君 相当時間が経過しておりますので、この両委員のかたがたにも御迷惑でありまして、再三連合審査は持てないと思つたので、暫く質問をお許し願いたいと思つたので、一問一答で單刀直入にお尋ねしますから、今の御答弁のように長い答弁でなく、もう紋切型で御答弁願いたいと思つたのであります。この法案を提案になられた動機についてお伺いします。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答えいたします。提案理由に申し上げております通り、更に又法案の第一條の目的のところ申述べてある通りの氣持で提案いたした次第であります。

○小笠原二三男君 その際に、この第一條の目的を果すために、射撃行為を伴う方法をとらなくちやいけないとお考へになつた基本的な考へ方についてお伺いしたい。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答えいたします。その点はいろいろ検討をさすべき問題でございまして、私も私どもは必ずしもこれが一〇〇%射撃行為とは考へていないのであります。即ち競輪競正論が起ります原因も、即ちいろいろと選手或いは審判員のこの競技に對する考へ方、心構へ、或いはそういう競走に参加するところの態度というものがいろいろ懸念されまして、あのような不祥事件を惹起しておるのでございまして、このモーターボートの競走に當りましては、選手におきましても審判員におきましても、学識或いは智能、或いは技術その他におきましても、競輪などに生ずるような不正或いは八百長というものは絶対に起らないという確信を持つておるのであります。然らばその絶対にならない確信がどこにあるかということになりますと、御質問によりましてお答えいたしたいと思います。

○小笠原二三男君 これは大変異なことを聞くものでありまして、八百長とか不正があることを射撃行為と私は言つておるんじやなくて、賭をして、てら銭を取ることを、この現実を私は射撃行為と申しておるのであります。射撃行為である点は間違いないと思つておりますが、先ずこんなことを申しておるといふと、貴重な時間をあれしませんが、先ほど地方の自治団体の関心はあるが、要望されたものではないといふことであります。坪内さん独創的な見地に立つて發議したものでないのだらうと私は思つて、そうしますと、何らかの諸団体の強い要望があつたのじやないかということが想像されるのであります。これはこのモーターボート競走を實際に運営施行する団体側の要望によつて、こういう法案が提示せられて来たかと考へてよろしいかどうかお伺いします。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答えいたします。この法案を提案する動機につきましては、先ほど申し上げました通りでございますけれども、我々提案者の議員といたしまして、このモーターボート競走につきましては、我が国におきまして多年アマチュアとして、こういうモーターボートに深い関心を持つて、これを続けられておるこの非常な造詣の深い方が、先ほどお話し上げました通りおつたわけでありまして、そうしてそれらの人がたがアマチュア的なグループを作りまして、そしてモーターボートの性能或いは構造とか品質の改善、或いはそういう革新的な行動を続けて今日まで参つたのであります。これを第一條にも謳つておるような観点から実施いたしまして、そういうこと目的を達しようといふようなことから我々が提案者となつてそれらの人がたとも十分緊密に連絡をとり、この法案の提出をするに相成つたわけでありまして、

○小笠原二三男君 昔からアマチュアのかたがスポーツとして、而もまあ大體ブルジョアのかた／＼のスポーツとしてやられておつたやうなことは私も承知しておるものであります。が、それらのかた／＼が第一條にあるやうな高邁なる目的を以て従来スポーツをやつて来たとは思ひ切れないものがあるんじやないかと思つて、その競走が榮榮し、盛んになるというのを希望した率直なる強い希望があつたんじやないかと思つておるのですが、私はそれはそれでいいと思つたのですが、それで法案にするためにこういう遠大なる

と申しますか、高い目的を掲げて来た
のじやないかという私どもも誤解かと
思うのですが、そういうことはあとか
ら附いて来た問題じやないかというこ
とを私は考えるのであります。この点
そうではないというのなら、そこで
はないと率直に一つお聞かせ願いた
い。

それから先ほど鈴木委員の質問に対
して、地方自治団体が要望したのでな
い、又地方自治団体が施行者となる
ということにした理由としまして、海面
を使用するとかというような問題等か
ら自治団体にやらせるのがいいと考
えたというのですから、やらせるほう
が方法上いい、目的ではないですよ、方
法上いいとして地方の自治団体にや
らせるとなつたので、そこで地方の自
治団体に財政的な面を改善しよう
という目的が方法の中から生れて来た
んじゃないか、そういう私は疑問を持
つのであります。初めから地方財政に
寄與すると、こういう考えでこの法案
そのものが出来たのじやないか。目
的は別なところにあつて、それを施行
する關係から、その方法上の問題か
ら、目的としても一番尻のほうに附け
たりに地方財政の改善を図るというよ
うな一項目が上つて来たんじゃないか
と、これは私非常に性の悪い考え方
でありまして、こういう考え方がけし
らん、そんなことはないというのであ
れば、私の誤解を正すような御答弁を
願いたいと思つてあります。
○衆議院議員(坪内八郎君) 詳しく御
答弁申上げる必要はないということ
でございますので、簡単に率直にお答
えいたします。

理想の目的のために作られておるけ
れども、これに関連する提案者という
か、そういうアマチュアの人々が最近
こういうことを考えたのであつて、過
去においてはそういう考えではなかつ
たであらうというようなお尋ねのよう
であります。これは過去におきまし
てもこのモーターボートをたしなん
でおつた人がたは、相当上層部のかた
がたでございまして、而もアメリカと
か或はフランスとか或はイギリスとか
或はイタリーというような諸外国に
知性のあるかたがまあモーターボート
を興味を以てやつておつたというよ
うな観点から、時が熟すればこういう法
律を提案いたしまして、何とか年来の
願望を達したいというようなことを
かね／＼から考えておつたということ
を承わつておるのであります。従つて
そういう意味で当初からこれはそうい
う目的のためにやろうというので、機
会があつてたゞ／＼これが今日こうい
う法案になつて現れた、むしろ遅かつ
たというようなことを承わつておるの
であります。

それから第二のお尋ねは、目的と方
法は違ふんじゃないか、目的と方法が
違ふのであつて、むしろどうもその点
が変じやないかというお尋ねでありま
すけれども、この地方公共団体に關す
る限りにおいては目的も方法も両面
我々は考えておるわけでありまして。更
にこの第一條に謳つておるこの地方
財政の改善を図るといふことの謹い方
が一番尻にあるのはどうもおかしいじ
やないかというやうなことでありま
すけれども、この法案の文字の配列は前
後順序はないのでございまして、総合
的にこれを書いてある次第でありま
す。

○小笠原二三男君 まあこれ以上余り
この問題うま／＼ない点もありますから
大抵にいたしますが、それにしまして
も、なぜこうした純粹なアマチュアの
スポーツとしてやつて来たものを、先
ほど言つたやうなたら銭を取つても
やつて行かなくちやならんという考
えが出て来たのか、この点もつとしつ
かりお伺いしたいのであります。
それで第二としましては、競輪問題
以後、最近におきましても議員提出の
法案はなつていないものばかり出して
けしからんというやうな新聞、その他
の国会に対する批判なりがあるのであ
りますが、こういう中にこの問題は遅
きに失したくないものであるとして
提案せられておるのであります。が、
こういう国会外における各種の世論、
或いは世論を指導する新聞等が結構な
ものとしないうちでられるにもかかわ
らず、なおかつこの法案を成立せしめ
たいというお考えについて私率直に伺
いたい。外部のいろいろ／＼なこうい
う射撃に対する批判があるのに対して提
案者はどういふお考えを持っておられ
るか、お伺いしたい。

○衆議院議員(坪内八郎君) 率直にお
答へたいと思つております。この法律
案の提案に當つたところの根本的な考
え方が何であるかというやうなお尋ね
でございしますが、これは詳しく申し
ますと／＼／＼でございます。申し
ますと、この法案を提案するとしよ
うか、提案者じやなくして提案する
という人が今この傍聴席にも福島君とか
或いは提君というかたが来ておるので
ございしますが、その提案者は大体この
法案の通過によつてこの運営によつて
生じたいやうな何といひましようか、
利益金を公共の福祉に使おう、例えば
戦争未亡人とか或いは被災者とか、或
いは戦争によつて／＼と不幸な開
係にあるかた／＼の救済にしよう、そ
れについては自分の手持の資金とか或
いはそういういつた面も限りあるこ
とだからして、何とかして／＼とい
つた財源の抽出を図つて、／＼とい
うかた／＼に寄與したいというの
が根本的な提案者の狙ひであつたので
あります。従つて今でも／＼いふ考
え方を提案者は持つておりまして、幸
いに地方公共団体の財政に寄與する
ことができたならば、その都道府県が
成るべく／＼といふ公共の福祉にその
財源を振向けたいといふのが
提案者の偽らざる考へ方なのであつ
たのであります。

それから、最近の国会の議員提出法
律案は／＼／＼いふやうなものが多
い／＼／＼の批評の的になつておる
／＼／＼の批判の的になつておる
／＼／＼のお話でございしますが、こ
の点につきましては、私が申すまでも
なく賢明なる委員各先生方が御承知の
通り、我が国の国会の運営というものが
非常に理想的にまだ行つていない。ア
メリカの議院政治のように行つてい
ない。我々が本當に議員提出の法律案
をここに提案しようといふことにいた
しまして、不完全なる事務局、不完全
なる法制局、／＼いふ關係がござい
まして、完全に議員がその立法と取組
んで最高唯一の立法機関としてその機
能を発揮するにはまだ／＼／＼の關係
が十分でない、／＼／＼といふところに私は
大きな原因があつて、議員提出の法律
案というものは充實した法律案が出て
いないといふところにも大きな原因が
あるかと思つております。従つて
將來立派な法案を出そうとするなら
ば、我々国会議員の生活上の保障、そ
ういつた法制局の強化、或いはそれに
伴うところの事務局の強化といふや
うな点を十分將來補つて、立派に外
行われてゐるやうなデモクラシーの政
治が行われましますならば、恐らく立派な
議員提出法律案が出て来ると思つた
のであります。併し現在の段階におきま
しては、／＼／＼いふまだ行つていない嫌
いもありますので、／＼／＼いふ議員提出法律
案は／＼／＼いふ法律案が出ないといふと
ころにも一つの欠陥があるのではな
からうかといふことを考へておる次第
でございます。従つてこの法案につ
きましては、／＼／＼と批判もござい
しますが、我々は理想的な法案である
といふ考への下に提案してゐる次第
でございます。

○小笠原二三男君 後段の部分は、私
質問してゐるのは、国会内の運営なり
或いはその他の不備といふやうな点を
指摘して私申し上げるのではなくて、
競輪があつた大きな問題になつた以
後においてなお射撃心を煽るかのこ
とに對する批判をどうお聞き取りにな
つておられるかといふ点を伺つてゐる
のであります。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答へ
いたします。自転車競技法は私はさほど
悪い法律ではないといふ主観的な考
え方を持つておるのであります。ただこ
れを運営或いは施行するに當つて選
手の質、或いは審判員の審判の方法、そ
ういつた点が非常に問題となつてゐる

いと今日競輪正論が生れていろいろことに私はあると思うのであります。ところが我が提案いたしておりますこのモーターボートの競走法案におきましては、むしろそういつた競輪の不備を我々は補つて、そうして理想的な競走法にしてむしろ競輪の欠点をこのモーターボートの競走法によつて啓蒙して行こうというふうな飛躍した考え方を持つておるのであります。

○小笠原二三男君 どうも連續質問で甚だ皆さんに恐縮であります。それは本論に入りまして、地方財政の立場から質問したいのですが、大体この法律案が成立し、そうして全国的に計画が実現して行く場合に、どれくらいの場合が持たれて、どれくらいの場合者が出来て来て、どれくらいの場合金を予想し、収入を予想しておるかという点について先ずお伺いしたい。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答えいたします。詳しく申し上げますといふるありますけれども、成るべく簡単に。大体この法律案の中にもそれらの点についてはかなり詳細に語つておるわけでございまして、申すまでもなく各府県に競走会というものが一つ單獨にできまして、その上に更に全国的な連合競走会が生れるわけでありまして。従つてそれらについてどれくらい費用、その他採算がとれるかというお尋ねでございますが、採算面は大體において五千人ぐらゐ入場或いは券を買ふということになりますと、十分採算がとれるということとをそれ／＼専門家筋から承つておる次第であります。なおこの競走は大概の港でできるのだというふうなことも聞いておる次第でございます。

○小笠原二三男君 それは施行者に委託された競走会が採算がとれる話であつて、地方財政に幾ばく寄與されるという点がはつきり見通ししなければ、こういう目的を掲げるといふことは羊頭を掲げて狗肉を売るといふようなしりを免れないのじやないかと思ひます。そのほうの見通しを私は伺つておるわけでありまして。

○衆議院議員(坪内八郎君) 申すまでもなく、施行者から委託を受けた競走会が採算がとれば、地方公共団体に潤ふという点になりますので、競走会が先ず採算がとれるかと思ひます。更に又こういう地方公共団体が莫大な、莫大な施設とか或いは設備といふものを考えますと、かなりの費用も計上しなくてはなりませんけれども、この競走はさほどさういつた設備が要らない、ただ單なる入場券とか勝舟投票券を売るところのボックスが必要だ、そのボックスに入つて券を売るところの者も成るべく競争未亡人なんかを使う建前でありまして、そういうところから地方公共団体には収益高の一七％を興えるということになつておりますので、私は十分地方財政に寄與するであらうと思ひておるわけでありまして。

○小笠原二三男君 私は今のお話とは少し考えが違ふのですが、委託された競走会が採算がとれるとれないということが公共団体のほうに金が廻る廻らんとすることになるというのですが、この法案で見ますと、施行者は売上金の百分の二十五をとつて、そして委託

されたものは採算がとれようがとれまいが、最大限そのうちの五％の範囲で施行者から委託者が金をとるといふことになつてゐるのですから、だから委託者が採算がとれるとれないの問題ではない、もう最大限の限界はきまつてゐる。従つて私は地方自治団体が百分の二十五といふものをとり得て、最大限五％といふものを委託者に渡して二〇％となる金額が見通しとしては如何ほどであらうかということをお伺いしてゐるのであります。

○衆議院議員(坪内八郎君) このパーセンテージの考え方につきましては、競輪で行われているような方法も参考として立案されたものと考えますので、その点につきましては、やはり先ほど私がお答え申し上げました通り、十分地方財政の改善に寄與することができるといふことを考えております。

○小笠原二三男君 それではちよつと横道に入りまして、地方財政委員会にお伺いしますが、奥野さん一つ御答弁をお願いいたしますが、第二條に地方財政委員会が財政等を考慮して指定する市町村が施行者となることとができるというふうになつてゐるのですが、提案者といひましては財政等の考慮といふことはどういふことを指しているのかとあるかといふことをお伺いします。

と共に、地方財政委員会としてはこの法が出た場合に、實際上はどういふ財政などを考慮して指定するお考えであるのか、お伺いしたいし、並びにその前にこゝういふモーターボート競走法案等によつて地方財政に寄與する、地方財政を改善するといふ考え方に對して、地方財政に相當な責任を持つてゐる地方財政委員会としては根本的にどういふお考えを持つのであるかといふ点、お伺いしたいと思います。先ず提案者のほうからこの内容は何であるかといふことをお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(坪内八郎君) 第二條の「人口、財政等を考慮して」といふ点でございしますが、人口の点は余りにも人口稀薄の所でこれを行ひましたも入場者が少いといふ点もありまして、より、更に又財政等につきましては、將來この法案によりまして理想的な競走会を施行することになりますと、理想的な設備も必要でございまして、更に又更によりよきこの法案の趣旨を徹底させるために研究工夫を加へまして、いろいろ／＼な設備とか施設とか、そういう点も考慮に入れないと、なりませぬので、都道府県の財政状態もよく勘案してやらなければならぬといふやうな趣旨の下にこゝういつた方になつたと考えてゐる次第でございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一に法案の第二條に書かれております財政等の考慮指定の場合にどういふやうな考え方をするかといふ問題であります。現在競輪法におきましては地方財政委員会が指定する場合がございます、その際には当該市町村はどういふ財

政需要のある市町村であるかといふことを考えて見ます。戦災復興のために相當金がかかるかどうか。或いは臨時財政需要があるかどうか。そういうものを一般的に財源で賄ひ切れないのかどうかといふことも考へてゐるわけでございまして。若しこの法案が成立いたしました場合には、同じやうな考え方で指定を考慮しなければならぬのじやなからうかと思ひます。併しなから同時に地方財政委員会にいたしまして、地方団体の財政の規模の小さいところにおきまして、こゝういふやうな臨時的收入によつて財政を運営して行きますことは余り好ましいものではないのじやないかといふやうな考え方を持つてゐるのであります。やはり財政を健全な形に参りますためには、常に健全な形において運営いたして参りませんと、どうしても不意の収入がありまして場合に財政運営が乱れ流れるといふことも考へられますし、非常に依存的な考え方の方に安易な運営に落ちるといふことも恐れられますので、自然に余り財政規模の小さいやうな市町村は指定すべきではなからうかといふやうな考え方を持つてゐるわけでありまして。

○小笠原二三男君 それでは、なおよく研究しなければならぬ点もあると思ひますのであります。我々も十分な計算をいたしてゐないわけでありまして、現在競輪におきましては相當な収入を得ております。併しなから競馬関係においては競輪の収入から比へますと五分の一内外でございまして、更に

ておるわけであります。もとより例え
ば熱海でありますとか、別府でありま
すとか、そういう飲菜地帯に一カ所か
二カ所だけ認めるということであれ
ば、特權的なものといたしまして特殊
なものにやらせましても、それほど弊
害はないのじやないのだらうかとい
ふにも思つておるわけあります
が、このような形において広く認めて
行きます場合には、やはり総司令部の
考え方もありますように、地方団体が
行なつたほうが適當ではなからうか
といふに思つております。

○岡本聖祐君 時間がだん／＼遅くな

つて皆さんに御迷惑ですが、二三点坪内さんに伺つておきます。私はスポーツは好きなのでありまして、民間スポーツを大いに奨励しておる一人であります。併しこのスポーツに關しては錢を取るといふ考え方は甚だ邪道でありまして、私はそれはいやなのであります。それを前提にいたしましたて、こいうモーターボートの競技は、世界でもやつておりますが、舟券で

すか、というようなものを発行してやつておるのがあるでしょうか、それを第一にお伺いしておきたいと思ひます。簡単に……。

○衆議院議員(坪内八郎君) 外国にはこのモーターボートによる競走はアメリカあたりでも特に盛んであるそうであります。従つてこういつた競走会などを設けてやつておる所があるかということになりますと、それはないそうであります。併しながらひそかに莫大な金をかけていわゆるリクリエーションと申しますか、そういうつた意味でい

わゆる賭をやつておるといふことは事実だそうであります。

○岡本愛祐君　そこで馬鹿な質向をしますが、念のため愚念を押しておきます。愚念を押して質向をするのでありますが、こういう競走法案が通りまして、競走施行者は、モーターボートの競走は全部これで縛られて、第七條によつて入場料は取らなければならぬといふことではないんだらうと思ひますが、ほかにスポーツとしてのモーターボート競走はどん／＼やつていいといふことであらうと思ひますが、それは間違ひないと思ひますが、愚念を押しておきます。

○衆議院議員(坪内八郎君)　お話の点のようにこの法案によつて一切合切を拘束するといふことはないと思ひます。

○岡本愛祐君　ないと思ひます。いやない。そういうことはないと言ひ切つてもらいたいのではありません、私は議論の余地はないと思ひますが、万一モーターボート競走をやるときにこの法律に上つてやらなければ、つまりてら銭をとつてやらなければならぬといふことは大変な話であつて、そんな馬鹿なことはないと思ひます。少くとも立法者の意思は、発議者の意思はそういう意思じやないと思ひます。その点ははつきりとして……。

○衆議院議員(坪内八郎君)　ないと言ひました。

○岡本愛祐君　そこでこの第七條でございしますが、施行者は競走を開催するときはいづれの入場料を徴収しなければならぬ。なぜこういう規定を置かれたか。それを伺ひたい。

○衆議院議員(坪内八郎君)　申すまでもなく、これを理想的に行ひます。

ば、それらの施設もしなくちやなりませんし、又入場者を整理するいろ／＼な面におきましても費用もかかることだし、そういつたいろ／＼な観点からいへば、文字通りの入場料を徴収いたすのでありますけれども、これを施行するに當る専門家の話を聞きますと、必ずしも入場料をとらなくても勝舟券だけでもやれるのだといふようなことも承わつております。

○岡本愛祐君　そこが問題でありまして、入場料を徴収することができるといふことではいいのじやないかと思ひますが、第一回の競走をやつてみると、まあ宣伝のために無料に入れるといふようなことをあり得るだらうと思ひます。入場料をとらなければならぬ、こういうふうな規定を設けられたいのはどういふことか伺つておるのであります。

○衆議院議員(坪内八郎君)　納得の行々客弁ではないかと思ひますが、勝舟券を売るためにはどうしても入場料をとらなければ工合が悪いといふような専門家の話であります。納得が行かないようでありますれば、専門員に一つ説明させます。

○岡本愛祐君　それはそのくらいにいたしておきまして、先ほど小笠原君から質問のあつたことに連関するのであります。例へば京都府がこの競走をやることといたします。そしてまたあの橋立の湾でやる、あれは京都府です。それから、もう一つたとき京都府は入場料は勿論とします。それから施行者でありますから利益もあるのですが、宮津町とかそういう所は何らお客が多少来受けないのことはありますが、恩恵をどういふふうにかへておられますか。

○衆議院議員(坪内八郎君)　今のお話の点でございしますが、それはやはり関係したるに財源的に潤うのでございまして、それらの点の関係町には直接には、もういつた関係はないのでございまして。更に又この入場料の問題につきまして今堤専門員から耳打があつたのでございしますが、勝舟券を売るために場内の整理とか、或いはボス的な存在の横行とか、或いはそういうつたことを厳密に行う意味においてどうしても入場料をとるようにならなければならぬといふような観点からさうになつておるといふことであります。

○岡本愛祐君　小型自動車競走法を地方行政委員会が審議をいたしました。今に今と同じ問題ができて参つたのであります。御承知の通り小型自動車競走を施行するのは都道府県及び五大都市であります。ところがそれが例へば船橋とか市川で千葉県がやるといふやうなときに、市川や船橋は潤おわないのであります。そこでまあこれを通すことも仕方がないといふことになりまして、地方行政委員会のほうで希望意見を付けて通産委員会に出したのであります。それはそういう場合には何も潤わない競走場所在地の町村に対して当該競走実施に連関してその市町村が支出する施設費、秩序維持費、これは自治体警察を以て維持しなければならぬから、等に充てるため適当な方法によりこれは勝舟券、今度のは勝舟券といふのであります。か、当該府県が売上金額の百分の二以上の金額を交付するよう措置すること、こういう条件を付けて政府のほうでも了承したわけでありまして、先ほど奥野課長の答弁によりまして、そういう

う小さな町村にはこういうものは許すのは好ましくあらうといふのであります。それが、まあこういう方法をとつて、それによつてその競走場所在地の町村が、それはどうしても今申し上つたような警備費とかその他の必要から、その点を考えなければならぬと私は思ふのであります。又そういう所、競走場のある所、特に主催者、施行者に許すといふならばこれは別問題であります。

それからもう一点伺つておきます。それはやはり小型自動車競走法のときに質問をしたのであります。危険はないか、危険なことではないかといふ質問で、いや危険はないのだといふことでしたが、この間市川で、船橋ですか、すでにもう一人か二人死なされたといふことになつたのでありますが、これは本當に危険はないのかどうか伺つておきます。

○衆議院議員(坪内八郎君)　お答えいたします。御尤もな御質問でございまして、第一点のお尋ねであるところの点は、競走場のいわゆる直接の施行者が直接そういう面で潤おうのでございまして、それに連関する他の面は直接の財源的な潤いはないといふこととございしますが、申すまでもなくその土地の環境によつて、例へば隣村やいはば隣市町村から競走場によつて来るといふことになりまして、バス業者とか、或いはそういうつた乗物運輸関係にも影響がありまして、或いは観光客の面から旅館とか或いはホテルとかいへば潤つて来ると思ひます。で、関係的にはそういうつた面を潤つて行くとかやうに考へております。

のでございまして、今までこういうつた競走によつて、或いはアマチュアが競走した関係におきましても、過去の歴史からいたしまして一名もそういうつた負傷した、或いは怪我したといふことはないさうであります。歴史の上……。

○岡本愛祐君　その間接に町村の業者が潤うといふことはあります。それはよく承知をいたしておるのであります。が、地方公共団体の収入に直接に寄與をしない。その点を考へてやらなければならぬだらうと思ひます。警察費を支出するのは、やはり地方の自治体警察を以てやらなければならぬ。又道路をつけないければならぬといふようなことにもなります。だからそれを考へることは必要だらうと思ひます。それから、こういうことはあります。例へば京都府の例を又とりませんが、京都府が琵琶湖でやる、他の県でやるというやうなことも予定しております。か、それも伺つて置きたいと思ひます。

○衆議院議員(坪内八郎君)　お答えいたします。その競走場の関係でございしますが、施行者が施行する所が他県に跨がることは大体においてないと思ひます。他府県の水域等を使用する場合も恐らく琵琶湖あたりではあるかと思ひますが、そういう場合には、他府県は競争が行われるために只今おつしやいましたように経費の点であるとかその他いろいろな点で支出があるといふことはこれは当然であります。併し、さうな場合にはとにかく他の地方公共団体と前以て十分に協議をいたすことと考へますので、費用の点等の負担も恐らくそのときにきまるとかやうに考

えております。

○小笠原二三男君 まだたくさん聞きたいことはありますけれども、提案者もお疲れのようですから……。

○委員長(植竹春彦君) ではこの程度で連合委員会を終了いたしましたして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) では御異議ないものと認めまして、連合委員会をこの程度で終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

出席者は左の通り。

運輸委員

委員長

理事

植竹 春彦君

岡田 信次君

小泉 秀吉君

高田 寛君

仁田 竹一君

内村 清次君

小酒井義男君

高木 正夫君

前田 穰君

松浦 定義君

岡本 愛祐君

堀 末治君

吉川末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠恭君

安井 謙君

高橋進太郎君

小笠原二三男君

委員

委員

地方行政委員

委員長

理事

衆議院議員

國務大臣

運輸大臣

政府委員
地方行政調査
委員會議議長

地方自治
政務次官

地方自治
財政課長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

運輸省自
動車局長

中田 吉雄君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

岩本 哲夫君

坪内 八郎君

山崎 猛君

神戶 正雄君

小野 哲君

奥野 誠亮君

牛島 辰彌君

中村 豊君

岡本 忠雄君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

古谷 善亮君

昭和二十六年六月七日印刷

昭和二十六年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所